

平成28年 第4回臨時会

湖周行政事務組合議会会議録

平成28年10月25日 開会

平成28年10月25日 閉会

湖周行政事務組合議会

会 期 日 程

平成28年第4回湖周行政事務組合議会臨時会

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	摘 要
第1日	10月25日	火	午後 4 : 3 0	○本 会 議 ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・組合長挨拶 ・議案上程、説明、質疑後即決 ・閉会

平成28年第4回湖周行政事務組合議会臨時会会議録目次

第1号（10月25日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○議会事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○組合長挨拶	4
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○組合長挨拶	10
○閉会の宣告	10
○署名議員	11

平成28年第4回湖周行政事務組合議会臨時会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成28年10月25日(火)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 組合長挨拶
- 日程第 4 議案第9号 湖周行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
- 日程第 5 議案第10号 平成28年度湖周行政事務組合会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（10名）

1番	竹村安弘	議員	2番	渡辺雅浩	議員
3番	宮下和昭	議員	4番	金子喜彦	議員
5番	今井康善	議員	6番	武井富美男	議員
7番	中村奎司	議員	8番	青木利子	議員
11番	中村直亮	議員	12番	小池忠弘	議員

欠席議員（2名）

9番	廻本多都子	議員	10番	水野政利	議員
----	-------	----	-----	------	----

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

組 合 長	今井竜五 君	副 組 合 長	金子ゆかり 君
副 組 合 長	青木 悟 君	副 組 合 長	小口明則 君
諏 訪 市 副 市 長	平林隆夫 君	下 諏 訪 町 副 町 長	小林繁人 君
事 務 局 長	伊藤祐臣 君	会 計 管 理 者	中原淳一 君
監 査 委 員 長	浜 活 秀 君	岡 谷 市 市 民 環 境 部 長	山 岸 徹 君
岡 谷 市 市 民 環 境 部 市 民 環 境 課 長	小河原義友 君	諏 訪 市 市 民 部 長	伊藤幸彦 君
諏 訪 市 市 民 部 生 活 環 境 課 長	樫尾政行 君		
総 務 建 設 課 庶 務 係 長	小平茂徳 君	総 務 建 設 課 計 画 係 長	中楯博一 君

議会事務局職員出席者

局 長	武井千尋	次 長	伊藤 恵
統 括 主 幹	小松隆広	主 幹	小口明彦

開会 午後4時05分

◎開会の宣告

○議長（竹村安弘議員） これより平成28年第4回湖周行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（竹村安弘議員） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（竹村安弘議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、2番 渡辺雅浩 議員、7番中村奎司 議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（竹村安弘議員） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹村安弘議員） 御異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎組合長挨拶

○議長（竹村安弘議員） 日程第3 組合長より御挨拶をお願いいたします。

組合長。

〔組合長 今井竜五君 登壇〕

○組合長（今井竜五君） 平成28年第4回湖周行政事務組合議会臨時会の開会に当たりまして、一言挨拶申し上げます。

本日は、最終処分場の建設に向けて、具体的事業着手ができる状況となったことから、生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例及び測量をはじめとした委託費等の補正予算案の議案上程を申し上げます。

今後、地域、近隣住民の皆様にご丁寧な説明をさせていただきながら安全、安心な施設建設に向けて、具体的に事業を進めてまいります。

御審議の上、御議決賜りますよう、お願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹村安弘議員） 日程第4 議案第9号 湖周行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

組合事務局長。

〔組合事務局長 伊藤祐臣君 登壇〕

○組合事務局長（伊藤祐臣君） 議案第9号 湖周行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例につきまして説明いたします。

本議案の提出理由につきましては、本組合が計画しております最終処分場整備において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置に係る周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の、縦覧手続及び生活環境の保全上の見地からの意見書の提出方法について、必要な事項を条例で定めるため制定するものでございます。

それでは、議案書により説明をさせていただきますので、ごらんいただきたいと思います。

第1条は、趣旨であります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、生活環境影響調査結果等の縦覧手続や生活環境の保全上の見地からの意見書の提出方法について、本条例により必要な事項を定めるとしたものであります。

第2条は、対象となる施設の種類を、一般廃棄物の最終処分場と規定したものであります。

第3条は、縦覧場所や縦覧期間のほか、施設の名称や設置場所など、告示する事項を定めたものであります。

第4条は、縦覧の場所及び期間を規定したもので、場所は組合事務局及び組織市町とし、期間は告示の日から起算して1か月間とするものであります。

第5条は、施設の設置又は変更に関し、利害関係者は意見書を提出できる旨、提出先及び期限等について告示することを規定したものであります。

第6条は、意見書の提出先を組合事務局とし、提出期限を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間とするものであります。

第7条は、環境影響評価法又は長野県環境影響評価条例に基づく環境影響評価に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなすと規定したものであります。

第8条は、他の市町村との協議について規定したもので、施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、組合を組織する市町以外の区域が含まれている場合は、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、縦覧手続の実施について協議するものであります。

第9条は、この条例の施行にあたり必要な事項は施行規則で定めるとしたものであります。

最後に附則は、施行期日を定めたもので、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、逐条により説明申し上げましたが、議案第9号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、お願いいたします。

○議長（竹村安弘議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

武井富美男議員

○6番（武井富美男議員） 6番武井富美男です。一点お聞きしたいんですけれども、これ手続条例ですけれども、縦覧期間とか意見書ですか、提出期間等定めてあるわけでございますけれども、これは議員立法みたいな性格を持った条例だと思うんですけれども、この条例は

県知事のほうに届出が終わるとそれで終了すると思うんですけども、これが数回あるか分からないんですけども、その点はどうなっていますか。

○議長（竹村安弘議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（伊藤祐臣君） 県条例アセスと違いまして生活環境アセスなので、県知事意見として正式な文書をもらうものではございません。条例アセスでの場合は、すべて県知事意見を付して回答をもらいますが、これについては我々の見解を県に届出をするということです。しかしながら、その内容等についての審査は担当部局と審査をしたうえで届出が受理されるという流れになっております。

○議長（竹村安弘議員） 武井富美男議員。

○6番（武井富美男議員） そうしますとこの条例はエンドレスと言いますか、組合のほうでもって条例を廃止すると言わない限りは廃止にならないという理解でよろしいですか。

○議長（竹村安弘議員） 組合事務局長

○組合事務局長（伊藤祐臣君） お見込みのとおりでございます。

○議長（竹村安弘議員） 武井富美男議員。

○6番（武井富美男議員） そうしますと、これは予想される終わりはいつになるんですか。

○議長（竹村安弘議員） 組合事務局長

○組合事務局長（伊藤祐臣君） 縦覧期間を経まして県のほうで届出は受理された段階でございます。意見書について提出があればそれを反映したものについて、当然保全対策等反映をしまして、その内容において審査を受けて届出が受理される。当然受理された段階で終了となります。

○議長（竹村安弘議員） 武井富美男議員。

失礼。これも3回だそうで。

他にありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹村安弘議員） これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

何か御発言がありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹村安弘議員） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（竹村安弘議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹村安弘議員） 日程第5 平成28年度湖周行政事務組合会計補正予算第2号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

組合事務局長

〔組合事務局長 伊藤祐臣君 登壇〕

○組合事務局長（伊藤祐臣君） 議案第10号 平成28年度湖周行政事務組合会計補正予算第2号につきまして説明いたします。今回の補正の内容としましては、最終処分場の建設地が決定したことから、具体的事業着手をしておりますが、施設設計に向けての各種調査費用につき、事業費の補正を行うもので、4,227万円を増額いたしたいものでございます。はじめに議案書の10ページをお開きください。3歳出から説明いたします。第1款議会費、1項1目議会費は6万5,000円の増であります。

第2款総務費、1項1目一般管理費は507万円の増であります。最終処分場の基本計画策定に伴い、外部識見者を含めた検討委員会を立ち上げ、検討を深めてまいります。その委員報酬費、職員の時間外手当、地元の板沢区や近隣の辰野町の住民の方々の先進地視察旅費、視察バス借上げ料と有料道路通行料、燃料費、最終処分場の土地借上料、地元支援基金積立金であります。

第3款衛生費、1項1目ごみ処理施設整備費は3,713万5,000円の増であります。最終処分場整備のための委託料で、基本計画、測量調査、地質調査、生活環境影響調査、土地鑑定業務費用でございます。

8ページにお戻りください。2歳入について説明いたします。第1款分担金及び負担金、1項1目負担金1節関係市町負担金は、1,634万7,000円増額いたすものであります。内訳は事務費負担金を213万5,000円、建設費負担金を1,121万

2,000円、基金負担金を300万円増額するものでございます。

第2款国庫支出金、1項1目国庫支出金、1節循環型社会形成推進交付金は、ごみ処理施設整備費の財源として、2,392万3,000円の増であります。

第5款組合債、1項1目衛生債、1節一般廃棄物処理事業債は200万円の増であります。

4ページをごらんください。第3表、地方債であります。一般廃棄物処理事業債200万円を追加し、限度額を設定するものであります。

3ページをごらんください。第2表、債務負担行為であります。最終処分場の調査委託業務が平成29年にまたがるため、債務負担を設定するものであります。

1ページにお戻りください。平成28年度湖周行政事務組合会計補正予算第2号、第1条で、歳入歳出それぞれ4,227万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億1,034万2,000円といたすものであります。

以下につきましては省略させていただき、説明を終わりますが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（竹村安弘議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小池忠弘議員。

○12番（小池忠弘議員） 一点、歳入の関係についてお聞きをしたいと思いますけれども、今回の補正で歳入に係るのは三点の負担金と国庫支出金それから組合債と、この三つということでございますが、この中で循環型社会形成推進交付金、これを充てるということでもありますけれども、この制度そのものを熟知、よく分からないのであれですけれども、今後、最終処分場を実際に建設していく過程では、これらも大きな財源としてということになるかと思うのですが、その辺の大体、どの程度の交付金が可能かということが分かれば教えていただきたいと思います。それとこの場合、県のいわゆる支出金とかいうのは何も見込めないのかどうなのか。今回は国庫支出金ということでもありますけれども、この種の施設整備等についてはどのようになっているのか、この点についてお願いしたいと思います。

○議長（竹村安弘議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（伊藤祐臣君） 今後の交付金の見通しでございますが、交付金そのものにつきましては、中間処理と同様、3分の1の交付金の充当、主だった事業の3分の1になります。すべてではないですが、主だった事業ほとんどが交付金3分の1が充当となります。し

かしながら金額的にいくらかという点については、基本計画の中で今後の予算を固めてまいりたいと思いますので、その総額の3分の1が交付金の予定でございます。あと、県の支出金等の特定財源はどうかという質問ですが、現段階において県の支出等の特定財源の充当は見込めない状況でございます。以上でございます。

○議長（竹村安弘議員） 他にありませんか。

今井康善議員。

○5番（今井康善議員） 5番、今井康善です。一点だけ内容を確認させてください。

11ページの2款1目の一般管理費総務費の中の地元支援基金積立金の内容について教えてください。

○議長（竹村安弘議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（伊藤祐臣君） この地元支援金300万円につきましては、組合として地元支援とする金額として、3年間で1年を300万円の積み立てを行い、最長2年延長できるという規定を設けておりまして、地元支援金の一般的な支援金でございます。その内の今回が1年分の300万円となりますが、具体的な執行については基金の積み立てということで今回予算の計上をお願いしております。

○議長（竹村安弘議員） 他にありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹村安弘議員） これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

何か御発言がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹村安弘議員） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹村安弘議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎組合長挨拶

○議長（竹村安弘議員） 以上で、今臨時会の議事の全部を議了いたしました。

閉会前に組合長の御挨拶をお願いいたします。

組合長。

〔組合長 今井竜五君 登壇〕

○組合長（今井竜五君） 平成28年第4回湖周行政事務組合議会臨時会の閉会にあたりまして、一言挨拶申し上げます。

本日は、組合側から提出しました、最終処分場建設に伴う生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例及び補正予算につきまして、御議決いただき、厚くお礼申し上げます。

最終処分場につきましては、地域・近隣住民の皆様に丁寧な説明をさせていただきながら、安全・安心な施設建設に向けて、具体的に事業を進めてまいります。

また、諏訪湖周クリーンセンターの試運転状況ですが、無事、予備性能試験をクリアし、12月1日からの本格稼働に向けて、最終段階である本性能試験に入っております。

議員各位におかれましては、今後とも最大限のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（竹村安弘議員） これにて、平成28年第4回湖周行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後4時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

湖周行政事務組合議会議長 竹 村 安 弘

湖周行政事務組合議会議員 渡 辺 雅 浩

湖周行政事務組合議会議員 中 村 奎 司